

公立大学法人埼玉県立大学の規則等の基準に関する規則

平成22年4月1日
規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）における規則等の種類及び制定改廃等について必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 法人の規則等の種類は、業務方法書、規則、規程、細則、要綱（以下「規則等」という。）とする。

(規則事項)

第3条 業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第22条の規定に基づき、埼玉県が制定する公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年埼玉県規則第51号）に規定する事項について定めるものとする。

2 規則は、法令、定款等に基づき、法人の運営及び教育研究の基本となる事項について定めるものとする。

3 規程は、規則の規定に基づき委任された事項及び法人の運営及び教育研究上の重要な事項について定めるものとする。

4 細則は、規則又は規程に規定する事項を実施するための細目を定めたものをいう。

5 要綱は、規則及び規程に準ずるもので、特定の事項について定めたものをいう。

(制定改廃手続)

第4条 業務方法書は、必要に応じて経営審議会の議を経て、理事会の議決を得た上で理事長が定めるものとする。

2 規則は、必要に応じて経営審議会又は教育研究審議会の何れか、あるいは両審議会の議を経て、理事会の議決を得た上で理事長が定めるものとする。

3 大学の教務・学生についての規程は、必要に応じて教育研究審議会の議を経て理事長が定めるものとする。

4 大学の教務・学生についての規程以外の規程は、必要に応じて理事会の議決を得て理事長が定めるものとする。

5 細則及び要綱（以下「細則等」という。）は、必要に応じて学長が定めるものとする。

(細則等の制定報告)

第5条 学長は、前条第5項に規定する細則等を制定したときは、速やかに理事長に報告しなければならない。

(制定年月日及び制定番号)

第6条 規則等には、次の各号の例により、制定順に制定年月日及び制定番号を付するものとする。

- | | | | | | | | |
|---|----|----|---|---|---|-----|---|
| 一 | 規則 | 元号 | 年 | 月 | 日 | 規則第 | 号 |
| 二 | 規程 | 元号 | 年 | 月 | 日 | 規程第 | 号 |
| 三 | 細則 | 元号 | 年 | 月 | 日 | 細則第 | 号 |
| 四 | 要綱 | 元号 | 年 | 月 | 日 | | |

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。